

Contents *インボイス制度 *ポンプの納期遅延が及ぼす影響 *コラム



令和5年(2023年)10月から「インボイス制度」がスタートします。

「インボイス制度」は、正式名称を「適格請求書等保存方式」といいます。

現在、事業者が支払う消費税は、「売上にかかった消費税額」から「仕入れにかかった消費税額」を差し引くことで算出されています。これを「仕入税額控除」といい、消費税の二重課税を防ぐための制度です。

10月からスタートするインボイス制度では、事業者が仕入税額控除を受けるには「取引先から交付されたインボイス(適格請求書)を保存すること」が条件となります。

由木 正伸

インボイス制度による影響

賃借人である事業者が仕入税額控除を受けるためには、賃借オーナーからインボイスが発行される必要があります。

インボイスの発行がないと事業者は控除を受けられなくなります。つまり、賃借オーナーがインボイス発行のできない免税事業者だと、賃借人の税負担が増えることとなります。賃借人にとってデメリットになり得る制度であることから、賃借オーナーの適切な対応が求められているわけです。

これは賃借オーナーの立場などによって対応すべきことが違ってくるので、公益社団法人日本賃貸住宅管理業協会が出しているチャート図で対応すべき内容を確認します。

(次ページ参照)

